

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成21年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
株式会社中島屋商店	高貴 敦子	丸亀市福島町42番地	平成21年5月21日